

令和2年度与党税制改正大綱～その1～

Q：令和2年度与党税制改正大綱について、中小企業税制を中心に主な改正案を教えてください。

A：企業の内部留保を新たな投資へ

持続的な経済成長の実現に向け、企業の内部留保を投資に振り向けるための税制上の措置を講ずるとともに、連結納税制度の抜本的な見直しを行います。

1. オープンイノベーション促進税制

- 改正の概要：中小企業が一定のベンチャー企業（産業競争力強化法の特別新事業開拓事業者）に対して1,000万円以上出資した場合、出資額の25%まで所得控除できる措置を創設します。ただし、出資後5年以内に株式譲渡等の場合は課税対象となります。
- 適用時期：令和2年4月1日から2年間。

2. 連結納税制度の見直し

- 改正の概要：企業グループ全体を1つの納税主体とする現行制度に代えて、グループ各社が個別に申告・納税を行いつつ、損益通算等の調整を行う「グループ通算制度」を導入します。また、現行制度と比べて、税額計算の仕組みが簡素になります。
- 適用時期：令和4年4月1日以後開始事業年度から。
- 影響と対応策：現行制度より利用しやすく、活用を検討。

3. 単体納税制度の見直し

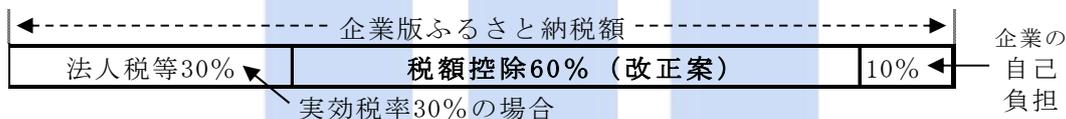
- 改正の概要：連結納税制度の見直しに伴い、単体納税制度も見直します。

主な改正項目	現行	改正案
受取配当の益金不算入制度の 関連法人株式(1/3超100%未満保有)等の判定	単体法人の 保有株式数で判定	100%グループ内の 全保有株式数で判定
100%グループ内債権に対する貸倒引当金	可	不可

- 適用時期：令和4年4月1日以後開始事業年度から。

4. 企業版ふるさと納税の拡充・延長

- 改正の概要：企業版ふるさと納税の税額控除割合を60%（現行30%）に上げます。



- 適用時期：令和2年4月1日から5年間。

5. その他

- 交際費の損金不算入制度の適用期限を令和4年3月開始年度まで2年延長。
- 少額減価償却資産の損金算入特例は、①連結法人を除外、②従業員数要件を500人以下に引下げ、適用期限を令和4年3月まで2年延長。今後の国会審議等にご留意ください。

令和2年2月
税理士法人石井会計